

各事業分野の前長期計画

○道路整備五箇年計画	7-1
○特定交通安全施設等整備事業七箇年計画	7-5
○空港整備七箇年計画	7-8
○港湾整備七箇年計画	7-10
○都市公園等整備七箇年計画	7-13
○下水道整備七箇年計画	7-16
○治水事業七箇年計画	7-19
○急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画	7-21
○海岸事業七箇年計画	7-23

道路整備五箇年計画

〔平成10年5月29日〕
閣議決定

道路整備緊急措置法（昭和33年法律第34号）第2条第1項に規定する道路整備五箇年計画を次のとおり定める。

1. 道路の整備の目標

国民生活の向上と国民経済の健全な発展を図るため、国の経済及び国土総合開発に関する長期計画に即して、日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を、適正な道路空間の確保を図りつつ、計画的に整備することにより、道路交通の安全の確保とその円滑化及び生活環境の改善を図るとともに、参加と連携による国土づくり・地域づくり、輸送の合理化に寄与し、もって均衡ある国土の発展と活力ある経済・安心できるくらしの実現に資することを今後の道路整備の基本的な方針とする。

これに必要な事業のうち緊急を要するものについて、平成10年度以降五箇年間に地方公共団体の行う単独事業を含めて総額78兆円（調整費5兆円を含む。）を道路整備に投資するものとし、このうち国が行う道路の整備及び国の負担金その他の経費の交付又は資金の貸付けに係る道路の整備に関し、道路整備五箇年計画として、調整費を充当するものを除き、総額46兆2,000億円に相当する事業を行うものとする。

なお、本計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減、事業の評価等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

この計画においては、新たな経済構造実現に向けた支援のための道路整備、活力ある地域づくり・都市づくりの支援のための道路整備、よりよい生活環境の確保のための道路整備及び安心して住める国土の実現のための道路整備を推進するものとする。

これらの道路事業の実施に際しては、技術研究開発の成果を積極的に活用するとともに、環境の保全、土地利用との調和等について十分配慮するものとする。

以上の方針に基づき、計画期間中における道路整備の目標は次のとおりとする。

(1) 新たな経済構造実現に向けた支援のための道路整備の推進

交流ネットワークの充実のため、高規格幹線道路網について計画期間中に既供用区間を含め約8,600キロメートルの区間を供用するとともに、地域相互の交流促進等のため、地域高規格道路の整備を推進する。また、経済構造改革の推進に寄与するため、空港、港湾等との連絡強化を図るための道路の整備、車両の大型化に対応した橋梁の補強等による物流対策及び中心市街地の活性化に資する道路の整備を推進する。さらに、高度情報通信社会の構築に向け、光ファイバーの収容空間の整備、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）に対応した道路の整備等を推進する。

(2) 活力ある地域づくり・都市づくりの支援のための道路整備の推進

都市圏の安全かつ円滑な交通を確保するため、バイパス・環状道路の整備、連続立体交差事業、共同溝の整備、交通需要マネジメント施策としての駐車場並びにバス路線及び都市モノレール・新交通システム・路面電車に係る道路の整備等による渋滞対策を推進する。また、都市構造を再編しつつ、快適で活力ある都市を整備するため、都市高速道路、湾岸道路、環状道路等の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅宅地・公共公益施設等に関連する道路の整備、良好な市街地を形成する道路の整備、電線共同溝の整備による電線類の地中化等を推進する。さらに、自立的な地域社会の形成を図るため、地域の連携を強化する道路の整備、交通不能区間の解消、奥地等産業開発道路の整備、離島、山村、過疎、半島地域等における道路の整備等を推進する。

(3) よりよい生活環境の確保のための道路整備の推進

安全な生活環境を確保するため、歩道、自転車道、駐車場、休憩施設の整備、踏切道の改良等の交通安全対策、高齢者、障害者等の社会参加の機会の増大にも対応した幅の広い歩道等の整備を推進する。歩道等については、その設置道路延長をおおむね16万2,000キロメートルの水準に引き上げることを目途に整備を推進する。また、良好な環境創造のため、道路交通に関するエネルギー効率の向上により地球温暖化の防止に資する渋滞対策等を推進するとともに、生態系との共生を図るなど自然環境と調和のとれた道路の整備、生活環境の保全等に資する環境施設帯の整備、道路の緑化、遮音壁の設置、沿道整備事業等を推進する。

(4) 安心して住める国土の実現のための道路整備の推進

国土の安全と暮らしの安心を確保するため、安全で円滑かつ快適な道路交通の確保と多様な道路機能の向上に資する維持管理の充実等を図るとともに、防災対策、

震災対策、避難路の整備、積雪寒冷特別地域における冬期交通の確保を図る事業等を推進し、道路網の管理の充実を図る。

2. 道路の整備の事業の量

この計画における道路の整備の事業の量は、次のとおりとする。

(1) 施策別事業の量

① 新たな経済構造実現に向けた支援のための道路整備の推進

約34兆円

② 活力ある地域づくり・都市づくりの支援のための道路整備の推進

約34兆円

③ よりよい生活環境の確保のための道路整備の推進

約32兆円

④ 安心して住める国土の実現のための道路整備の推進

約10兆円

(施策別事業の量は、重複を含む。)

(2) 道路種類別事業の量

① 高規格幹線道路

イ 高速自動車国道 99,500億円

ロ 本州四国連絡道路 2,100億円

ハ 一般国道 49,300億円

計 150,900億円

(新規供用延長 1,360キロメートル)

② 一般道路(高規格幹線道路及び有料道路を除く。)

イ 新設及び改築 184,790億円

供用延長

・一般国道 2,750 キロメートル

・主要地方道 2,620 キロメートル

・主要地方道以外の都道府県道及び市町村道 8,430 キロメートル

ロ 交通安全施設等整備事業 22,800億円

ハ 維持修繕等 39,880億円

ニ 機械の整備 1,250億円

ホ 調査 980億円

計 249,700億円

③ 有料道路(高規格幹線道路を除く。)

イ 日本道路公団の行う道路の整備 3,900億円

ロ	首都高速道路公団の行う道路の整備	20,900億円
ハ	阪神高速道路公団の行う道路の整備	13,700億円
ニ	国の助成を受けて地方公共団体及び地方道路公社等の行う道路の整備	22,900億円
	計	61,400億円
	合計	462,000億円

特定交通安全施設等整備事業七箇年計画

平成8年12月13日
閣議決定
改定 平成10年1月30日
閣議決定

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和41年法律第45号）第7条に規定する特定交通安全施設等整備事業七箇年計画を次のとおり定める。

1 特定交通安全施設等整備事業の実施の目標

最近における交通事故の発生の状況にかんがみ、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、新たに平成8年度を初年度とする特定交通安全施設等整備事業七箇年計画を作成し、国及び地方公共団体が一体となって総合的な計画の下に特定交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行い、交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑化に資するものとする。

この計画においては、主として次に掲げる事業を行うものとし、その実施に当たっては、歩行者及び自転車利用者、特に、高齢化の進行に伴い今後とも交通事故の増加が懸念される高齢者並びに児童、幼児及び障害者の交通の安全を確保するとともに、併せて車両の交通の安全を確保することを重点に、交通事故の実態を的確に把握するための調査、分析及びこれに基づいた交通事故多発箇所等における対策の体系的な実施を、最先端の情報通信技術も活用しつつ行うなど、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止し、併せて円滑な自動車交通を確保するように配慮するものとする。

(1) 歩行者及び自転車利用者（以下「歩行者等」という。）の交通事故を防止するための事業

4. 車両と歩行者等の交通が分離されていないため歩行者等の交通事故が発生するおそれ大きいと認められる道路には、歩道、自転車歩行者道等（以下「歩道等」という。）を整備することとし、その際、高齢者、障害者等の社会参加の機会の増大にも対応して、平坦性と快適な通行空間を十分確保した幅の広い歩道等

の整備に努める。また、住居系地区等において、通過交通の進入を抑え、地区内の生活の安全を確保するため、ハンプや狭さく等が整備されたコミュニティ道路及び歩車共存道路等の面的整備とゾーン規制等の交通規制を適切に組み合わせて、良好なコミュニティ・ゾーンの形成を図り、安心して歩ける生活環境を整備する。

- ロ. 歩行者等が道路を横断する際に交通事故が発生するおそれ大きいと認められる道路には、信号機の弱者感应化、歩行者感应化等の高性能化を行うとともに、利用しやすい立体横断施設等を整備する。
- ハ. 夜間において歩行者等の交通事故が発生するおそれ大きいと認められる道路には、道路照明灯を整備する。
- ニ. その他歩行者等の交通の安全を確保する必要がある道路には、道路標識等を整備し、また、自転車駐車を整備する。

(2) 通学路における交通事故を防止するための事業

- イ. 車両と歩行者の交通が分離されていないため児童又は幼児の交通事故が発生するおそれ大きいと認められる通学路には、歩道等を整備する。
- ロ. 児童又は幼児が道路を横断する際に交通事故が発生するおそれ大きいと認められる通学路には、信号機、立体横断施設等を整備する。
- ハ. その他児童又は幼児の交通の安全を確保する必要がある通学路には、道路標識等を整備する。

(3) 車両の交通事故を防止するための事業

- イ. 交通の流れが円滑でないこと等のために車両の交通事故が多発するおそれ大きいと認められる道路については、信号機の高度化改良又は交差点の改良を行うとともに、登坂車線、付加車線、車両停車帯又は中央帯を整備する。
- ロ. 見通しがきかないこと等のため交通事故が多発するおそれ大きいと認められる道路では、見通しをよくするための道路の改築を行い、又は路肩の改良を行うとともに防護柵、道路反射鏡等を整備する。
- ハ. 夜間において車両の交通事故が多発するおそれ大きいと認められる道路には、道路照明灯又は視線誘導標を整備するほか、高速走行抑止システムを整備する。
- ニ. 多数の路上駐車のため安全で円滑な道路交通が阻害され、追突事故などの交通事故が多発するおそれ大きいと認められる都市内の道路において、自動車駐車場、違法駐車抑止システム等を整備する。また、都市間の一般道路において、簡易パーキングエリアを整備する。
- ホ. その他特に車両の交通の安全と円滑を図る必要がある道路には、道路標識、区

画線又は地点標を整備し、また、異常気象時の道路状況に関する情報等を提供する道路情報提供装置を整備する。

(4) 交通管制センターの整備に関する事業

信号機、道路標識及び道路標示の操作、道路交通に関する情報の収集、分析及び伝達その他の道路における交通の規制を広域にわたって総合的に行うため、新交通管理システム（UTMS：Universal Traffic Management Systems）として中央装置や交通情報提供装置を整備するなど交通管制システム機能を充実・高度化する。

2 特定交通安全施設等整備事業の量

この計画においては、総額2兆6,900億円（調整費3,700億円を含む。）に相当する事業を行うものとし、このうち都道府県公安委員会は総額2,100億円（調整費200億円を含む。）、道路管理者は総額2兆4,800億円（調整費3,500億円を含む。）に相当する事業を行うものとする。

なお、この計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

空 港 整 備 七 箇 年 計 画

〔平成8年12月13日〕
閣 議 決 定
改定 〔平成9年12月12日〕
閣 議 決 定

空港整備七箇年計画を次のとおり定める。

1 空港整備事業の実施の目標

国際及び国内の航空輸送に対する国民の要請にこたえて、空港周辺における環境の保全、航空交通の安全の確保及び震災等災害対策の強化を図りつつ、空港の整備を計画的に推進するため、平成8年度以降七箇年間ににおける空港整備に関する投資の規模を総額3兆6,000億円（調整費2,000億円を含む。）とする。

なお、この計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

この計画における事業別の実施の目標は、次のとおりとする。

(1) 空港の整備

(ア) 航空による国際交流の増大と国内航空ネットワークの充実に対する国民の緊急の要請にこたえるため、航空ネットワーク形成の拠点となる大都市圏における拠点空港の整備を最優先課題として推進する。具体的には、新東京国際空港の平行滑走路等の完成をめざすとともに、東京国際空港の沖合展開の早期完成を図り、併せて近畿圏の既存空港との役割分担を明確にした上で、関西国際空港の全体構想のうち2期事業として平行滑走路等の整備を推進する。また、中部圏における新たな拠点空港の構想について、定期航空路線の一元化を前提に、関係者が連携して、総合的な調査検討を進め早期に結論を得た上、その事業の推進を図る。さらに、東京国際空港の将来における能力の限界に対応し、首都圏における新たな

拠点空港の構想について、事業着手をめざし、関係地方公共団体と連携しつつ総合的な調査検討を進める。

(1) 国際及び国内の航空ネットワークの充実を図るため、一般空港等について継続事業を中心として整備を進めるとともに、需要への対応を基本としつつ、既存空港の高質化等所要の整備を図る。

(2) 空港周辺環境対策事業の推進

航空機騒音に係る環境基準の達成のため移転補償等を進めるとともに、緩衝緑地帯の造成、再開発等の事業により周辺地域の整備を進め、空港と周辺地域の調和ある発展を図る。

(3) 航空保安施設の整備

航空交通の増大と多様化に対応して、安全の確保を最優先としつつ、空域の有効利用等による航空交通容量の拡大を図るため、次世代のシステムを含めた航空保安施設の整備を図る。

2 空港整備事業の量

(1) 空港の整備	2兆	220億円
(2) 民間出資関連事業の推進（関西国際空港の整備）	5,740	億円
(3) 空港周辺環境対策事業の推進	3,370	億円
(4) 航空保安施設の整備	4,670	億円
(5) 調整費	2,000	億円
合 計	3兆6,000	億円

港湾整備七箇年計画

（平成8年12月13日）
閣議決定
改定（平成9年12月12日）
閣議決定

港湾整備緊急措置法（昭和36年法律第24号）第3条第1項に規定する港湾整備七箇年計画を次のとおり定める。

1 港湾整備事業の実施の目標

経済のボーダーレス化の進展や円高等の影響により我が国物流の高コスト構造が一層顕著となる中で、我が国の港湾はアジア諸国との激しい競争にさらされている。また、阪神・淡路大震災により露呈した災害に対する脆弱性への対応、深刻化する廃棄物問題や地球温暖化問題への取り組み等、国民が安全で安心して暮らせる環境づくりが急務となっている。

こうした喫緊の課題に対応するため、交通、生活、産業等の諸活動を支え、島国日本の礎となる港湾の適切な整備が国民経済の健全な発展と国民生活の向上にとって必要不可欠である。よって、「国際競争力を有する物流ネットワークの形成」、「信頼性の高い空間の創造」、「活力に満ちた地域づくりの推進」を図るため、港湾及び周辺における環境の保全に十分配慮するとともに、技術開発成果等を積極的に活用しつつ、港湾整備事業を緊急かつ計画的に実施することとする。

このため、平成8年度以降の七箇年間に、災害関連事業、地方公共団体の行う単独事業及び港湾機能施設整備事業等を含めて総額7兆4,900億円（調整費1兆1,000億円を含む。）を港湾の整備に投資するものとする。このうち、港湾整備七箇年計画として国、港湾管理者等が施行し、かつ、これに要する費用の全部又は一部を国が負担し、補助し、又は無利子で貸し付ける港湾整備事業（調整費で充当するものを除く。）に総額4兆3,100億円を投資するものとする。

なお、本計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減等により効

果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

この計画における港湾整備事業の実施の目標は次のとおりである。

(1) 国際競争力を有する物流ネットワークの形成

① 国際海運ネットワークにおける拠点形成

世界に巡らされた航路網と高頻度の寄港サービスを提供するため、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び北部九州の4地域の中核国際港湾において、国内各地と世界とを結ぶハブとしての機能を強化する国際海上コンテナターミナル群の整備を推進するとともに、北海道、日本海中部、東東北、北関東、駿河湾沿岸、中国、南九州及び沖縄の各地域の中核国際港湾において、地域のコンテナ輸送に対応するため、国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。

また、近隣諸国と連携した地域の消費や生産活動を支える役割を有する地域国際流通港湾等において、地域の需要に応じた多目的国際ターミナル等の効率的な整備を推進する。

これにあわせ、幹線道路網等と連携のとれた臨港道路や総合輸入ターミナルの整備を推進するほか、港湾における情報化を推進するなど港湾の効率的な利用を促進する。

② 複合一貫輸送等に対応した国内物流基盤の充実

長距離・大量輸送に優れ、環境への負荷の少ない海運の利用を促進し、物流の実態に応じた効率的な国内海上輸送網を構築するため、テクノスーパーライナーの実用化の動向も踏まえつつ、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル等の整備を推進する。

(2) 信頼性の高い空間の創造

① 災害に強い港湾システムの構築

災害発生時において、避難者や緊急物資等の輸送を確保するため、背後の防災ネットワークと連携をとりつつ、耐震強化岸壁、臨海部における防災拠点等の整備を推進する。

また、内外の基幹航路の運航を確保し、被災地内外の経済社会活動への影響を最小限に抑えるため、被災地外の港湾の代替・補完機能を考慮しつつ、国際海上コンテナターミナル等について、耐震強化岸壁の整備を推進する。

② 海上交通の安定性の向上

海上交通の安定性の向上を図るため、所要の防波堤、航路、泊地等の整備を推

進する。

(3) 活力に満ちた地域づくりの推進

① 地域の活力を支える豊かな港湾空間の創造

多様な産業にとり立地環境の優れた産業空間や、快適で利用しやすい交流空間の形成を図るため、臨海部の特性を活かした緑地、海浜などの整備やプレジャーボート等の小型船の収容施設の整備並びにこれらの整備と連携を図りつつ、民間活力を活用したウォーターフロントの形成などを推進する。

また、老朽化・陳腐化した施設の更新、改良や他用途への利用転換等の港湾再開発、新たな空間の創出を推進する。

離島や地方においては、生活物資の安定供給や日常生活の足の確保を図るとともに、地場産業の振興を促進するため、地域の生活を支える基盤となる港湾の整備を推進する。

② 良好な港湾環境の形成

切迫する廃棄物問題へ対応し、生活環境の保全に寄与するため、廃棄物海面処分場を計画的に確保する。特に、背後に大都市圏を抱える港湾においては、効率的な廃棄物処分を行うため、広域的な観点からの処分場の整備等を推進する。

また、環境と共生する港湾（エコポート）の実現を図るため、生態系との共生に配慮しつつ良好な自然環境を保全するとともに、汚でいしゅんせつ等による水質・底質の改善、海浜の造成、緑の創出等の施策を推進する。

2 港湾整備事業の量

(1) 国際海運ネットワークにおける拠点形成	1兆5,700億円
(2) 複合一貫輸送等に対応した国内物流基盤の充実	4,500億円
(3) 災害に強い港湾システムの構築	2,000億円
(4) 海上交通の安定性の向上	5,900億円
(5) 地域の活力を支える豊かな港湾空間の創造	1兆 200億円
(6) 良好な港湾環境の形成	4,800億円
合 計	4兆3,100億円

都市公園等整備七箇年計画

〔平成8年12月13日〕
閣議決定
改定〔平成10年1月30日〕
閣議決定

都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第3条第1項に規定する都市公園等整備七箇年計画を次のとおり定める。

1 都市公園等整備事業の実施の目標

豊かさを実感できる国民生活の実現に向け、都市の基礎的な施設である都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市における生活環境の改善、災害に対する安全性の確保及び公害の防止を図り、もって都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進に寄与するため、平成8年度以降の七箇年間に地方公共団体の行う単独事業を含めて、総額7兆2,000億円（調整費1兆6,700億円を含む。）を都市公園等整備に投資するものとし、このうち国がその整備に要する費用を負担し、補助し、又は無利子で貸し付ける都市公園等の整備及び住宅・都市整備公団の行う公園施設の整備に関し、都市公園等整備七箇年計画として、調整費を充当するものを除き、総額2兆7,800億円に相当する事業を実施するものとする。

以上の方針に基づき、平成7年度末における計画対象人口1人当たりの都市公園等の面積約7.1平方メートルを、国公有地の活用や借地による整備等に努めつつ、平成14年度末までに約9.5平方メートルとするよう、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を図るものとする。

なお、この計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

この計画における都市公園等の種類ごとの事業の実施の目標は、次のとおりとし、

特に災害時における避難地、避難路、広域防災拠点等としての機能を有する都市公園については緊急にその整備を図るものとする。

(1) 住区基幹公園

住区基幹公園については、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められている都市計画区域を重点とし、災害時における一次避難地の確保又は生活環境の改善上特に緊要度の高い街区公園、近隣公園及び地区公園を緊急に整備するものとする。

また、都市計画区域外の一定の町村に設置する特定地区公園については、生活環境の改善上緊要度の高いものを緊急に整備するものとする。

(2) 都市基幹公園

都市基幹公園については、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められている都市計画区域を重点とし、災害時における広域避難地の確保又は都市の健全な発達若しくは住民の心身の健康の保持増進上特に緊要度の高い総合公園及び運動公園を緊急に整備するものとする。

(3) 大規模公園

大規模公園については、広域的な休息、観賞、自然とのふれあい、運動等の需要への対処又は災害時における広域防災拠点の確保のため、広域公園にあっては数都市にわたる区域を対象とし、レクリエーション都市に係る都市計画施設である公園又は緑地にあっては大都市圏等のブロックを対象とし、特に緊要度の高いものを緊急に整備するものとする。

(4) 緩衝緑地等

緩衝緑地については、公害の防止、石油コンビナート等に係る災害の防止、沿道や産業廃棄物処理施設周辺における生活環境の改善に資するものを重点とし、公害対策上又は災害対策上緊要度の高いものを緊急に整備するものとする。

特殊公園については、自然的若しくは歴史的環境の保全、都市景観の向上又は青少年の教化上緊要度の高い風致公園、歴史公園、動植物公園等を緊急に整備するものとする。

都市緑地については、都市の自然的環境の保全、都市緑化の推進、都市景観の向上等良好な生活環境の形成又は災害時における延焼の防止のため緊要度の高いものを緊急に整備するものとする。

緑道については、市街地における良好な居住環境の確保及び災害時の避難路の確保のため緊要度の高いものを緊急に整備するものとする。

(5) 国の設置に係る都市公園

国の設置に係る都市公園のうち、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置するものについては、誘致区域内の大規模公園等の整備状況等を勘案して整備するものとし、国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有する都市公園として整備するものとする。この場合において、一定の公園施設については、住宅・都市整備公団により整備を図るものとする。

2 都市公園等整備事業の量

この計画における都市公園等整備の事業の量は、次のとおりとする。

(1) 住区基幹公園	約 6,400ヘクタール
(2) 都市基幹公園	約 8,700ヘクタール
(3) 大規模公園	約 6,700ヘクタール
(4) 緩衝緑地等	約 8,300ヘクタール
(5) 国の設置に係る都市公園	約 2,500ヘクタール
合 計	約32,600ヘクタール

下水道整備七箇年計画

平成8年12月13日
閣議決定
改定 平成10年1月30日
閣議決定

下水道整備緊急措置法（昭和42年法律第41号）第3条第1項に規定する下水道整備七箇年計画を次のとおり定める。

1 下水道整備事業の実施の目標

快適でうるおいのある生活環境及び清らかな公共用水域の創出に向け、都市の基礎的な施設である下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善及び望ましい水循環の再生を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上とに寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、平成8年度以降の七箇年間に地方公共団体の行う単独事業を含めて総額23兆7,000億円（調整費3兆7,000億円を含む。）を下水道整備に投資するものとし、このうち国がその整備に要する費用を補助し、又は無利子で貸し付ける下水道の整備に関し、下水道整備七箇年計画として、調整費を充当するものを除き、総額13兆1,700億円に相当する事業を実施するものとする。

なお、この計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

この計画においては、特に、下水道整備の後れている中小市町村における整備に重点を置くとともに、環境基本法に基づく公害防止計画、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減計画、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画等に対応するため、高度処理を含めた下水道事業を推進し、併せて下水道資源等の有効利用を推進するものとする。

以上の方針に基づき、この計画における下水道の種類ごとの事業の実施の目標は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道

公共下水道については、公共用水域の水質汚濁を防止するために緊急に実施する必要があるもの、市街地における排水不良地区の浸水を防除するために緊急に実施する必要があるもの、し尿処理対策上緊急に実施する必要があるもの及び新市街地において先行的に実施する必要があるものに重点を置いて整備するものとする。

(2) 流域下水道

流域下水道については、二以上の都市の下水道事業を一元的に行うことが、市街地の健全な発達と公共用水域の水質汚濁防止を図る上で効果的である地域のうち、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の設定された水域に関連する地域において緊急に実施する必要があるものに重点を置いて整備するものとする。

(3) 都市下水路

都市下水路については、降雨による浸水が著しい市街地において特に緊急に実施する必要がある地域の幹線下水路等を整備するものとする。

(4) 特定公共下水道

特定公共下水道については、工場排水等によって公共用水域が汚濁され、又は汚濁されるおそれがあるため、特に緊急に実施する必要がある地域について、工場排水等を集めて処理する下水道を整備するものとする。

(5) 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道については、農山漁村の主要な集落及び湖沼周辺等において、環境保全のため特に緊急に実施する必要があるものを整備するものとする。

2 下水道整備事業の量

この計画における下水道整備の事業の量は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道

処理人口約618万人の終末処理場並びに必要な管渠及びポンプ施設

(2) 流域下水道

処理人口約932万人の終末処理場並びに必要な管渠及びポンプ施設

(3) 都市下水路

降雨による市街地の著しい浸水を防除するため必要な管渠及びポンプ施設

(4) 特定公共下水道

工場排水等による公共用水域の水質汚濁防止を図るため必要な管渠及び処理施設

等

(5) 特定環境保全公共下水道

処理人口約141万人の終末処理場並びに必要な管渠及びポンプ施設

治水事業七箇年計画

〔平成10年1月30日〕
閣議決定

治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）第3条に規定する治水事業七箇年計画を次のとおり定める。

1 事業の実施の目標

治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進し、国土の保全と開発を図り、もって社会・経済の進展に即応して国民生活の安定と向上に資するため、平成9年度以降の7箇年間に、災害関連事業及び地方公共団体の行う単独事業を含めて総額24兆円（調整費6兆4,000億円を含む。）の治水投資を行う基本方針の下に、治山治水緊急措置法第2条に規定する治水事業（以下「治水事業」という。）のうち事業効果からみて特に緊急を要するものにつき、治水事業七箇年計画として、調整費を充当するものを除き、総額11兆6,000億円に相当する事業を実施するものとする。

なお、この計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、自然災害への対応その他必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

この計画においては、「自然をいかした川」を目指しつつ、阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成、頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保、地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出、個性豊かな活力ある地域づくりの支援を図ることを基本方針とし、この方針に基づく事業実施の目標は、次のとおりとする。

(1) 阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成

阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくり等安全な社会基盤の形成を図るため、治水施設の整備水準の向上を進めるものとし、ゼロメートル地帯における堤防の耐震性向上、洪水による決壊により甚大な被害が予想される区間の

堤防の質的強化，市街地に隣接する山ろく斜面におけるグリーンベルトの整備，洪水被害等の最小化を図るための防災情報システムの整備，重要交通網集中地域における土砂災害対策を重点として，河川改修事業，ダム建設事業，砂防事業，地すべり対策事業等を推進する。

(2) 頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保

平成6年の全国的な渇水を始めとする近年の渇水の頻発状況にかんがみ，渇水頻発地域の解消を図るため，水資源開発，既存施設の有効利用等を推進する。

(3) 地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出

地域からの強い要望を踏まえ，潤いのある生活環境空間の創出を図るため，都市内の河川等のネットワーク化や川沿いの緑の整備により，緑の水辺を創出するとともに，河川・湖沼の水質改善により，水遊びのできる水辺の復活を推進する。

(4) 個性豊かな活力ある地域づくりの支援

流域における交流・連携活動の活発化にかんがみ，個性豊かな活力ある地域づくりを支援するため，地域の魅力をいかした水と緑の豊かな交流拠点の整備を推進する。

2 事業の量

平成9年度以降の7箇年間における治水事業に関する事業の量は，調整費を充当するものを除き，おおむね次のとおりとする。

(1) 阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成

11兆1,000億円

(2) 頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保

2兆4,000億円

(3) 地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出

2兆6,000億円

(4) 個性豊かな活力ある地域づくりの支援

2兆0,000億円

(注) 事業の量は，重複を含む。

なお，事業の実施に当たっては，河川流域の開発，災害及び各事業の進捗の状況等を総合的に考慮するものとする。

急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画

〔平成10年5月29日〕
閣 議 決 定

急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を次のとおり定める。

1. 事業の実施の目標

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に推進し、もって民生の安定と国土の保全に資することを目的として、平成10年度以降の五箇年間に、総額1兆1,900億円（災害関連事業、地方単独事業等及び調整費を充当するものを含む。）の急傾斜地崩壊対策事業に関する投資を行うものとする。このうち災害関連事業、地方単独事業等及び調整費を充当するものを除き、急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画として、総額5,900億円に相当する事業を行うものとする。

なお、本計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減、事業の評価等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

本計画における実施目標は、次のとおりとする。

(1) 安全で災害のない斜面の創造

災害発生箇所等緊要度の高い箇所において重点的に急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組むとともに、関連諸施策との連携を図りながら急傾斜地崩壊危険箇所の増加を抑制し、安全で災害のない斜面づくりを推進する。

また、ボランティアとも連携しつつ、地域住民の安全確保のための警戒避難体制を整備する。

(2) 緑豊かな斜面空間の創出

緑豊かな斜面空間を創出するため、既存樹木を残しつつ斜面の安全度の向上を図る工法を積極的に導入し、自然環境・景観に配慮した急傾斜地崩壊防止施設の整備

を推進する。

2. 事業の量

平成10年度以降の五箇年間における急傾斜地崩壊対策事業に関する事業の量は、災害関連事業、地方単独事業等及び調整費を充当するものを除き、次のとおりとする。

急傾斜地崩壊対策事業	5,900億円
------------	---------

海岸事業七箇年計画

〔平成8年12月13日〕
閣議決定
改定〔平成10年1月30日〕
閣議決定

海岸事業七箇年計画を次のとおり定める。

1 海岸事業の実施目標

津波、高潮、波浪等による災害及び全国的に顕在化している海岸侵食に対処するとともに、自然と共生し快適でうるおいのある海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設及び海岸環境の整備を強力かつ計画的に推進し、もって国土の保全と民生の安定を図るとともに、国民の生活環境の向上に資することを目的として、平成8年度以降の七箇年間に、総額1兆7,700億円（災害関連事業、地方公共団体の行う単独事業等及び調整費を充当するものを含む。）の海岸投資を行うものとする。このうち災害関連事業及び調整費を充当するものを除き、国又は地方公共団体等が施行し、かつ、これに要する費用の全部又は一部を国が負担し、補助し、又は無利子で貸し付ける海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業（以下「海岸事業」という。）につき海岸事業七箇年計画として、総額1兆3,400億円に相当する事業を行うものとする。

なお、この計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

この計画における実施目標は次のとおりとする。

(1) 国民の生命・財産を守り、国土保全に資する質の高い安全な海岸の創造

津波、高潮、波浪等による災害や、海岸侵食による国土の減少を防止するため、海岸保全施設の新設・改良を早急かつ効率的に進めるとともに、面的防護方式等に

よる耐久性の高い施設の整備，地震・津波防災対策の早急な実施，施設の維持管理の高度化等，安全な海岸づくりを推進する。

(2) 自然との共生を図り，豊かであるおいのある海岸の創造

人間と自然が共生する場としての海岸を保全・創出するため，海岸に生息する生物や景観に配慮した自然に優しい海岸の整備を進め，多様な自然環境の維持・回復を図るとともに，白砂青松等緑豊かな海岸の整備，海水・海域の浄化等，自然と共生する海岸づくりを推進する。

(3) 利用しやすく親しみのもてる，美しく快適な海岸の創造

生活環境の保全と向上を図るとともに，増大する海浜利用に応えるため，地域づくりやまちづくりの核となる海岸の整備，海にふれることができる生活環境づくり，海浜を利用したレクリエーション空間の形成や高齢者・障害者に配慮した海岸の整備等，利用され親しまれる海岸づくりを推進する。

2 海岸事業の量

平成8年度以降の七箇年間における海岸事業の量は，次のとおりとする。

海岸事業

13,400億円
